

2023年10月23日

クレサラ・生活再建問題被害者交流集会第8分科会

税理士 角谷 啓一（神奈川県）
（滞納処分対策全国会議代表）

一方的に無理な納付計画を押し付けることは 担当官には認められていません

～ 相談実務で学んだ法律・通達の活用で、行政側の弱点を突く ～

凡例：本文中の法令等の参照条文は、以下の略号を用いました。

国税徴収法⇒徴収法（又は「徴」）

国税徴収法基本通達⇒徴収法基本通達（又は「徴基通」）

国税通則法⇒通則法（又は「通」）

国税通則法基本通達⇒通則法基本通達（又は「通基通」）

納税の猶予等の取扱要領（平成27年3月、国税庁）⇒猶予通達 ※ネットで出力可

猶予の申請の手引き（国税庁）⇒申請の手引 ※ネットで出力可

はじめに

滞納相談の8～9割は猶予問題、いわゆる分割納付の是非をめぐる問題です。そして、相談のため役所へ赴くと、その多くは納税者の実情を顧みないで、「月額〇〇万円以上を納めよ、或いは〇箇月以内に完納する計画を立てよ」⇒「それ以外は猶予（分納）は認めない」⇒「それが出来ないのであれば差押えだ」といった具合です。まさに、一方的です。

相談する側は、「担当官は何でも知っている滞納処分のプロ」と思いがちで、実行不可能なことを言われたりしても、滞納の負い目もあって、つい、とんでもない約束をさせられ、当会や滞納相談センターへ駆け込むということになります。

いま一つ厄介なのは、担当官に猶予制度の理解不足がある反面、差押・搜索等の強制処分とか、猶予の取消しなど、行政側の強権行使の部分について、それなりの知識を身につけており、それによっていっそう強権性が増幅されるわけです。これが現状です。

しかし、担当官の思惑通りにやられるわけにはいきません。筆者なりに何年かの滞納相

談を経験する中で、それなりに担当官を見る目が肥え、心構えと対応策が見えてきたような気がします。何かというと、自信満々に見える担当官の主張にも、法的に不合理な点が多々あることです。そして、法律に則って行うべき徴収行政が、自己流・勝手流で行われているということです。筆者は、この事実に着目した主張（反論）をすべきだと思うようになりました。そこで本稿では、1 から 10 までの項目ごとに〈私ならこう反論する〉という枠を設け、これまでの相談実務で学んだ知識と経験を活かし、様々な局面にぶつかった場合、法に則った実務対応を考えてみました。

1. 「猶予制度」の基本的考え方

滞納税金等の「猶予」（分割納付）制度をどう考えるのでしょうか。

わが国が執っている申告納税制度は、今日においても税制度全般の骨格となっています。その、申告納税制度が機能するためには、期限内申告とあわせ期限内納税が車の両輪となります。従って、滞納している納税者には厳正かつ的確な対処が行政に求められます（原則）。

（猶予通達/第1章:冒頭）

しかし、個々の納税者によっては、①災害等の事情で一時に納付できない場合、②滞納処分による財産の換価を直ちにすることによって、その事業の継続若しくは生活の維持を困難にする場合があります。

そのため、納税の猶予（上記①に対応）及び換価の猶予（上記②に対応）等の制度を設け、このような事情がある納税者について、法令等に基づく一定の要件の下、強制的な徴収手続を緩和し、その個々の実情に即した適切な措置を講ずるようにしています（例外）。

（猶予通達/第1章：冒頭）

※争点 こうした規定があるにもかかわらず、滞納処分過程の中で換価の猶予に該当する例が多々ありますが、多くの相談者は実情すら聴いてもらえない、という現状があります。どう対応するか。

<私ならこう反論する>

これは、猶予制度の基本問題。担当官が、頭ごなしに猶予制度の適用を拒絶した場合に、原則は、確かに担当官のいう通りですが、徴収法・通則法の本則及び猶予通達においても例外として、猶予制度など徴収の緩和策が制度化されています。少なくとも、どの制度に該当するか否か、個々の実情を聴取し、猶予の適否について検討すべきではないのか。

2. 滞納整理（特に「猶予制度」適用）に当たって重要なこと

1) 滞納整理に当たっては、画一的な取り扱いをすることなく、納税者の個別・具体的な実情に即して適切に対応する（猶予通達/第1章：1）。

2) 納税者から、滞納となっている税金を直ちに納付することが困難である旨の申し出があった場合には、納税者の視点に立って、その申し出の内容を十分聴取し、納税について

誠実な意思を有していると認められる場合などについては、換価の猶予等の活用を図るよう配慮する（猶予通達/第1章：1）。

※争点 多くが事情も聴いてもらえず、猶予を拒絶されている事例が多い。どう対応するか。

〈私ならこう反論する〉

担当官が事情も聴かずに「差押えだ！」と一歩も引かない場合には、「個別・具体的な事情を聴いて、事情に即した形で適切に対応しなさいって書いてあるじゃないですか。また、納税者の視点に立って、申し出を十分聞いて『誠実』と認められる場合には、換価の猶予の活用をしなさいって書いてあるじゃないですか」と、法令遵守を迫る形で追及します。

これは、将来、当該納税者を滞納発生させない方向に導く行政指導の観点も含まれているといえます。

3. 分納額を算定する考え方

滞納税金の徴収に当たっての「分納」とは、法的に、それなりに厳格に考えられています。徴収法 152 条 1 項では、「滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予する期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものでなければならない」と規定し、徴収法基本通達 152-7 で「合理的かつ妥当なものとは、滞納者の財産その他の状況から見て、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額であって、かつ、その猶予に係る税を最短の期間で完納することができる金額（要は精一杯の金額のこと）をいう」とされています。

分納額の算定については、納付能力調査（猶予通達第7章）によって行われます。納税者及び行政側の双方が調査し、協議・調整の上作成するのがより妥当と思われます。

※争点 この通達は無視されているというより、「知らない」というのが実情。担当官が、実務面でこの通達を無視してきた場合、どう対応するか。

〈私ならこう反論する〉

「分納なら月額〇〇万円以上、3か月以内の完納」以外は認められない」、といった強硬な担当官の主張に対し、分納額を勝手に決める法的根拠は何かと反論しつつ、徴収法 152 条及び徴基通 152-7 を持ちだし、「この基本通達を知っているか」と問う。その上で、納付資力（納付能力）調査を行い、算定された妥当な金額を分納するのが法律の規定だと進言します。

関信局の某税務署の事例では、フリーランスの売掛金を押えと言いながら、「差押えが嫌なら、分納額をもっと増やせ」と、差押えを分納額つり上げの道具にしているという事例もあります。これは、もはや滞納処分の話ではなく、脅迫以外の何ものでもあり

ません。

※納付能力調査は、猶予申し出の書類（次の 4 に記載）の内、財産収支状況書（100 万円以下）又は財産目録（100 万円超）の中に組み込まれています。

4. 職権の換価の猶予の要件

○納税についての誠実な意思（7.で記載）

○次のいずれかに該当

（イ）直ちに換価することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれ（徴収法 151 条 1 項 1 号）……基本的に滞納税金相当以上の財産がある場合

（ロ）猶予することが換価に比して徴収上有利（徴収法 151 条 1 項 2 号）……基本的に財産がない場合

○原則として担保の提供（通則法 46 条 5 項にただし書き有り）

※担保の但し書き：100 万円以下、3 か月以内、担保物件がない等の特別な事情がある場合にはこの限りではない、とされている。

○定められた手続 百万超の場合：換価の猶予申請書（申請型の場合）又は分割納付計画書、財産目録、収支の明細書

百万以下の場合：換価の猶予申請書（申請型の場合）又は分割納付計画書、財産収支状況書）

※争点 担保に適するものを所持していない場合など、「特別な事情」で担保を提供できない場合、「この限りではない」とされているが、「担保がない場合には猶予を認められない」という担当官が多い。これも勝手解釈です。

〈私ならこう反論する〉

担保に適するものを所持していない場合など、担保の提出について「担保を徴することができない特別な事情がある場合には、この限りではない」とされています。それを担当官が「猶予できない」と勝手解釈しているケースが多い。「担保を出せない特別な事情がある場合には、担保を出さなくとも換価猶予等の要件不備に当たりませんよ」ということを意味します。ちなみに、国税庁の猶予事務研修資料では、このことを「担保不徴取基準」（＝担保を徴しなくても良い基準）と呼んでいます。

※納税についての誠実な意思は 7 で。

5. 職権による換価の猶予の留意点（猶予通達/第 3 章：16(8)）

「職権による換価の猶予の要件」に関連して、16（8）では、「職権による換価の猶予の留意点」として、次のように述べています。

職権による換価の猶予は、滞納者からの申請によらず、税務署長が職権をもって行うものであるが、滞納者から納付困難を理由として分割納付の申し出等があった場合には、

原則として分割納付計画書（様式 307010-063-1）等の提出を求めるなどしてその申し出の内容を調査し、要件等を満たしている滞納者については、職権による換価の猶予を適用します。なお、この場合において、滞納者は分割納付計画書等の提出により職権による換価の猶予をすることを求めることはできず、換価の猶予しないことについて不服申し立て又は訴えの提起をすることができない。

といいながらも、要件が具備しているにもかかわらず、猶予に踏み切らないような場合には、「職権の換価の猶予を適用する」と、現場に対し前向きに対応を求めている点では評価できます。

しかし、あくまでも、滞納処分の停止同様、納税者側から職権による換価の猶予を求めることはできないとしています。

※争点 職権の換価の猶予は、取り扱いを渋る傾向が強い。特に地方自治体では殆ど職権型の換価の猶予は行われていない。

〈私ならこう反論する〉

国税では平成 27 年 4 月（地方税では平成 28 年 4 月）から、申請による換価の猶予制度が新たに創設されたこともあり、従来からの職権による換価の猶予制度の扱いが減少しているように思われます。しかし、この通達は、職権による換価の猶予の扱いを積極的に徴収現場に求めているように見えます。

このギャップは判然としないが、職権の換価の猶予を渋る担当官がいたら、この通達を見せて、猶予の実現を強く迫っていくことが大事。

とにかく、申請型は、「納期限から 6 か月以内の申請に限る」とされていることから、事例的には「職権型」の該当事例の方が圧倒的に多いので、もっと職権型に力を入れるべき。

6. 申請の換価の猶予の要件 徴 151 条の 2

○納税についての誠実な意思

○次のいずれかに該当

(イ) 一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれ

(ロ) 納期限から 6 箇月以内の滞納（納期限から 6 箇月を超える滞納がないこと）

○原則として担保（通則法 46 条 5 項に、ただし書きあり=4.に同じ）

○定められた手続（百万超の場合：換価の猶予申請書、財産目録、収支の明細書）

（百万以下の場合：換価の猶予申請書、財産収支状況書）

〈私ならこう反論する〉

定められた書式で、手続的なことを行えば、比較的容易に許可が受けられる。

7. 納税についての「誠実な意思」とは（猶予通達/第3章：16(3)）

- 現在においてその滞納に係る税金を優先的に納付する意思を有している
- 誠実な意思の有無の判定は、従来において納期限内に納付していた
- 過去に換価の猶予等の分納を確実に履行していた
- 早期完納に向けた経費節約、返済額の減額等の適切な努力
 - ※現在の早期完納に向けた努力の評価を
- 徴収法 152 条 2 項に基づく書類の提出、納付委託、現在納付可能資金の早期納付

※争点 先ず、現時点においての「誠実性」を実績に基づいて判断するのが妥当ではないだろうか。

〈私ならこう反論する〉

換価の猶予の最も重要な要件の一つが「納税についての誠実な意思」があること。徴収法等には多くの不確定概念が条文化されているが、これほど分かりにくい不確定概念も珍しい。

現在における誠実性の実績（他より優先的に納税する等）⇒最近における納税の実績（納期限内完納）⇒過去の納税実績（分納の約束等の完全履行など）⇒納税のための経費節約等の工夫・努力など。

手続書類の早期提出と正確性、手形提出等による分納確実性の事実上の担保。

いろいろあるが、どれが優先なのか、判然としないが、先ず、現時点での誠意が評価されるのでは。

8. 担保又は差押えをすることなく換価猶予できる場合（猶予通達/第3章：16(7)）

- 猶予に係る税額（国税）が 100 万円以下である場合
- 猶予期間が 3 か月以内の場合
- 担保に係る財産がなく、かつ、保証人がいない場合
- 通 50 条に掲げる財産（担保の種類）があるものの、優先抵当等により配当が見込めない場合
- 担保の徴取又は差押えをすることにより、事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合
- 通則補 55 条 4 項に該当する納付委託を受けた場合

〈私ならこう反論する〉

○印の全部の要件が揃わないとダメ、ということではなく、○印は個々別々の項目につ

いて「担保がなくとも換価の猶予ができる」要件を定めたもの。

9. 換価の猶予をする期間等

猶予期間：原則 1 年（延長＝最長 2 年）通 46 条 6 項の準用

1 年以内に完納が見込まれない場合の取扱い

猶予期間を 1 年とし、1 年を超える部分の税額は猶予期間の最終月の分割納付金額として処理する（猶予通達/第 3 章：18(4)）。

※争点 最初の猶予期間は 1 年以内だから、猶予対象税額も 1 年以内で完納することを前提に、納付計画を立てること。そうでない場合には換価の猶予を認めないという担当官が多い。どう対応するか。

〈私ならこう反論する〉

多くの担当官（特に地方税職員）は、換価の猶予等をする場合、「当初の猶予期間は 1 年以内であるから、（納付資力とは関係なく）その 1 年以内の期間中に猶予対象税金を完納させなければならない」と主張します。例えば、猶予対象税金 150 万円を 1 年間の換価の猶予する場合には、月額 125,000 円（150 万÷12 個月）の分納額にしなければならないという。

それは間違いです。例えば、猶予対象税金 150 万円の月額納付可能資金が 10 万円だったとすると、1 月から 11 月迄は 10 万円を分納し、12 月分としてその差額 40 万円（10 万円+30 万円）を分割納付計画書（又は換価の猶予申請書）に記載する。実務上は、12 月の月上旬頃に改めて月額納付可能資金を算定し、仮に月額 10 万円となれば、12 月中に 10 万円の分納額を納めると共に、30 万円については、翌年 1 月から 3 月までの換価の猶予の延長願い出（又は延長申請書）を提出することになります。

10. 既に換価の猶予がされていた国税の扱い（猶予通達/第 3 章：19(1)）

例えば、徴 151 条 1 項 1 号で換価の猶予した国税について、それが延長を利用し丸 2 年間で終わった後、同号の規定による換価の猶予はできない（その逆も同じ）。ただし、徴 151 条 1 項 1 号による換価の猶予が終了した後、その納税者が徴 151 条 1 項 2 号に該当する場合には、同項の規定による換価の猶予ができる（その逆も同じ）（徴基通 151-6-2）。

※争点 換価の猶予期間は、一般的に延長しても 2 年が限度とされていますが、2 年経過後に異なる適用条文を使って換価の猶予した場合には、延長を含めさらに 2 年間、都合 4 年間の猶予がと聞いたが、本当に可能なのか。

〈私ならこう主張する〉

例えば、徴 151 条 1 項 1 号適用の換価の猶予が延長を含めて 2 年間で終了した後、まったく同じ条項（151-1-1）を使った換価の猶予はできません。ただし、別条項である徴

151 条 1 項 2 号に該当すれば、条項が異なるのでさらに最長 2 年間の換価の猶予はできません。そうすると、最長 4 年間は換価猶予が可能で、この間の延滞税の免除等も考慮に入れるとメリットはきわめて大きくなります。

徴 151 条 1 項 1 号（要件：事業の継続が困難になるおそれ）は、滞納税金相当以上の財産を有している滞納者ケースが想定されますが、2 年間の換価の猶予をしている間に何らかの事情で財産を喪失してしまうことが考えられます。そうした滞納者には、徴 151 条 1 項 2 号（要件：猶予を適用した方が徴収上有利）を適用し、引き続き最長 2 年間の換価の猶予をすることが考えられます。このように、適用条文が異なる猶予をする場合には、最長 4 年間の換価の猶予ができます。それに伴って、猶予期間中の延滞税の一部免除（通 63①）も可能となります。